



単位認定
科目

LEC宅建士講座は難化傾向に完全対応！
初学者でも安心！講師が丁寧な指導であなたを合格まで導きます!!

宅地建物取引士試験対策講座

教室	決まりましたら掲示板でお知らせします
受講料	69,000円 (テキスト代込) 【再受講：25,000円】
コード番号	1951【再受講】1952
講師	LEC東京リーガルマインド 講師
受付期間	4/1受付開始。申込締切は、5/3(金)です。
欠席対応	Web フォロー
開講条件	なし。(申込人数に関係なく開講します。)

講座概要

宅建士試験に合格するために必要な重要必須知識を理解・定着させることを目標とします。宅建試験に精通したLEC専任講師が、難しい専門用語を極力使わず、具体例をもって分かりやすく説明します。演習では、今まで学んだ内容を、○×式の演習課題で実際に解きながら、問題の解き方をマスターし、重要知識の定着をさらに進めていきます。また、過去の本試験問題のうち、合格者の正答率の高い問題を題材にして、落としてはならない論点を実際に解きながら総復習します。最後に、公開模試で本試験さながらの演習トレーニングを受けて実力の総仕上げをします。

将来活躍できるフィールド

- 不動産業界～不動産・建設・ハウジング会社等
- 宅建業者～事務所ごとに、従業者5名に1名以上必要
- 金融業界～銀行・保険・証券会社等
- 一般企業
- 他資格へのステップアップ (例：ファイナンシャルプランナー・管理業務主任者・行政書士等)

おすすめポイント

1. 講義力が違う！実力派講師が分かりやすく指導
2. 合格するためにだけ考えられた無駄のない効率的なテキストで学習
3. 欠席した場合や復習したい場合はWEB講座でフォロー学習ができる
4. 毎年ズバリ的中する模試で最後の総仕上げ



単位認定科目です！

【試験に合格して単位も修得！】

試験に合格した方は、本人からの申請により総合科目のキャリア形成認定科目として、2単位を取得できます。是非この機会にチャレンジしてください！
(認定の条件など、注意事項が履修要項に記載しておりますので、各自で必ず確認するようにして下さい。)

この資格の魅力・メリット

2020年東京オリンピックの開催、東日本大震災からの復興需要、デフレ脱却へ向けた経済政策の影響などで不動産市場は活発化し、取引が拡大しています。当然、不動産取引の要となる専門職、宅建士の需要は拡大の一途を辿るでしょう。また、宅建の勉強内容は、不動産鑑定士、司法書士、ファイナンシャルプランナー、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士等の資格の試験科目と一部重なっていますので、ここでの知識を活かしてステップアップすることもできます。

再受講制度があります！

昨年度の受講生で、残念ながら試験に不合格だった方を対象に、今年の講座を22,000円で受講して頂けます。在学中の資格取得を応援しますので、是非今年もトライしてください！

● 講座スケジュール ●

無料
ガイドンス

出願者25万人にはワケがある！ 宅建の魅力

4/12(金)12:20～12:50 場所：6号館1階6103教室

興味のある方は
どなたでも参加できます

回数	日程	時間	科目	学習内容
1	5月7日(火)	18:00～20:30	権利関係①	<意思表示> だまされたり、脅されたりしてした契約は？
2	5月10日(金)		権利関係②	<制限行為能力者> 未成年は1人で契約できない？
3	5月14日(火)		権利関係③	<代理> 未成年も代理人になれる？
4	5月17日(金)		権利関係④	<債務不履行> 買った物を引き渡してくれなければ、代金を払わなくてもよい？
5	5月21日(火)		権利関係⑤	<時効> 他人の土地でも自分のものになる？
6	5月24日(金)		権利関係⑥	<担保責任> 買った物に欠陥があった場合、売主に何が言える？
7	5月28日(火)		権利関係⑦	<不法行為> 事故でけがをした場合、加害者に何が言える？
8	5月31日(金)		権利関係⑧	<相続> 親が死んだ場合、だれが相続人になる？
9	6月4日(火)		権利関係⑨	<物権変動> 土地を2人の買主に二重に売った場合、どちらが所有者？
10	6月7日(金)		権利関係⑩	<抵当権> 貸したお金を確実に返してもらうには？
11	6月11日(火)		権利関係⑪	<保証・連帯保証> 保証人になると、どんな責任を負う？
12	6月14日(金)		権利関係⑫	<建物区分所有法> マンションに特有なルールがある？
13	6月18日(火)		権利関係⑬	<賃貸借> 借りた物を又貸してもよい？
14	6月21日(金)		権利関係⑭	<借地借家法> 借地契約の期間が終了したら土地を明け渡さなければならない？
15	6月25日(火)		宅建業法①	<宅建業の意味> 宅建業を営むには免許が必要。では、「宅建業」とは？
16	6月28日(金)		宅建業法②	<免許> 宅建業の免許は誰でも取れる？
17	7月2日(火)		宅建業法③	<取引主任者> 取引主任者でなければできない仕事は？
18	7月5日(金)		宅建業法④	<営業保証金> 宅建業の免許を取れば営業を開始してよい？
19	7月9日(火)		宅建業法⑤	<媒介契約> 客から依頼を受ける場合、規制はあるの？
20	7月12日(金)		宅建業法⑥	<重要事項の説明> 重要事項の説明とは？何のために説明するのか？
21	7月16日(火)		宅建業法⑦	<自ら売主制限> 宅建業者が売主となる場合、特別な規制がある？
22	7月19日(金)		宅建業法⑧	<報酬額の制限> 宅建業者の報酬には制限がある？
23	8月2日(金)		法令上の制限・税・その他①	<都市計画法> 市街化区域・市街化調整区域とは？用途地域とは？
24	8月6日(火)		法令上の制限・税・その他②	<都市計画法> 自分の土地なら自由に開発してよい？
25	8月20日(火)	13:10～15:40	法令上の制限・税・その他③	<建築基準法> 住宅はどこにでも建てられる？工場は？
26		15:50～18:20	法令上の制限・税・その他④	<建築基準法> 自分の土地なら敷地いっぱい建物に建ててよい？
27	8月27日(火)	13:10～15:40	法令上の制限・税・その他⑤	<建築基準法> 違法建築かどうかはどのようにチェックする？
28		15:50～18:20	法令上の制限・税・その他⑥	<国土利用計画法> 土地の購入は自由にできる？
29	9月3日(火)	13:10～15:40	法令上の制限・税・その他⑦	<農地法> 農地は自由に売買できるのか？
30		15:50～18:20	法令上の制限・税・その他⑧	<土地区画整理法> 区画整理が行われると自分の土地はどうなる？
31	9月13日(金)	18:00～21:10	全日本宅建模試(実践編①)(120分+解説60分)	最新の出題傾向を的確に捉えつつ、復習重要度の高い問題にチャレンジ！解説もその場で行います！
32	9月17日(火)	18:00～20:30	法令上の制限・税・その他⑨	<地価公示法> 公示価格どおりに土地を売買しなければならない？
33	9月20日(金)	18:00～20:30	法令上の制限・税・その他⑩	<所得税> 土地を譲渡した場合、所得税の特例措置はある？
34	9月24日(火)	18:00～21:10	全日本宅建模試(実践編②)(120分+解説60分)	最新の出題傾向を的確に捉えつつ、復習重要度の高い問題にチャレンジ！解説もその場で行います！
35	9月27日(金)	18:00～21:10	全日本宅建模試(実践編③)(120分+解説60分)	最新の出題傾向を的確に捉えつつ、復習重要度の高い問題にチャレンジ！解説もその場で行います！
36	10月1日(火)	18:00～20:30	直前総まとめ講座①	「合格に必要な知識」をさらに精練した究極の〇×問題で知識の再確認を行います。
37	10月8日(火)	18:00～21:10	ファイナル模試(120分+解説60分)	今までの学習の完成度を最終確認し、合格のイメージトレーニングをしましょう。
38	10月11日(金)	18:00～20:30	直前総まとめ講座②	直前期に見落としがちな基本的知識を「究極のポイント300攻略」で最終チェック！
予備日	10月15日(火)	18:00～21:10		

※カリキュラム内容は、講義の進捗状況により変更となる場合がございます。
 ※教室の変更は、武蔵キャリアアップセミナー掲示板(学生食堂横)に随時掲示しますのでご確認ください。
 ※教材は、開講日に配布します。

昨年度受講者・合格率!!

キャリアアップセミナー

25.0%

(2018年度データ)

全国平均

15.6%

● Voice! ●

(昨年度受講者アンケートより抜粋)

- ・先生がとても優しく分かりやすかったです。無理に覚えろと言うのではなく、一つひとつ理解して覚えさせてくれるので、記憶から抜け落ちにくくて良かったです。
- ・一人で勉強するのは大変だけれども、先生とほかの受講生みんなと頑張れて心強かったです。

試験概要

- 受験資格：年齢・性別・学歴等の制限は一切ありません。
- 試験科目：①権利関係②宅建業法③法令上の制限・税・その他
- 試験方法：4肢択一式の筆記試験(マークシート方式) 出題数50問
- 試験日：10月第3日曜日 午後1時～午後3時(2時間)
- 試験案内(申込書)の配布：例年7月上旬より各都道府県の試験協力機関が指定する場所にて配布(都道府県別)
- 試験申込期間：【郵送】例年7月上旬～7月下旬(消印有効) / 【インターネット】例年7月上旬～7月中旬